

給付金活用のご案内

(個人の方向け)



「長期コース」の受講料の
最大**70%**の還付を受けることができます。

利用可能
助成金

専門実践教育訓練給付金（第四次産業革命スキル習得講座）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

対象
セミナー

・DXを推進するAI・データサイエンス人材育成コース

還付金額

受講料の50% または 70%

受給資格

初めて 受給する場合

受講開始日までに通算2年以上、雇用保険に加入していること。
在職中、または離職後1年以内の方。

2回目以降の 受給の場合

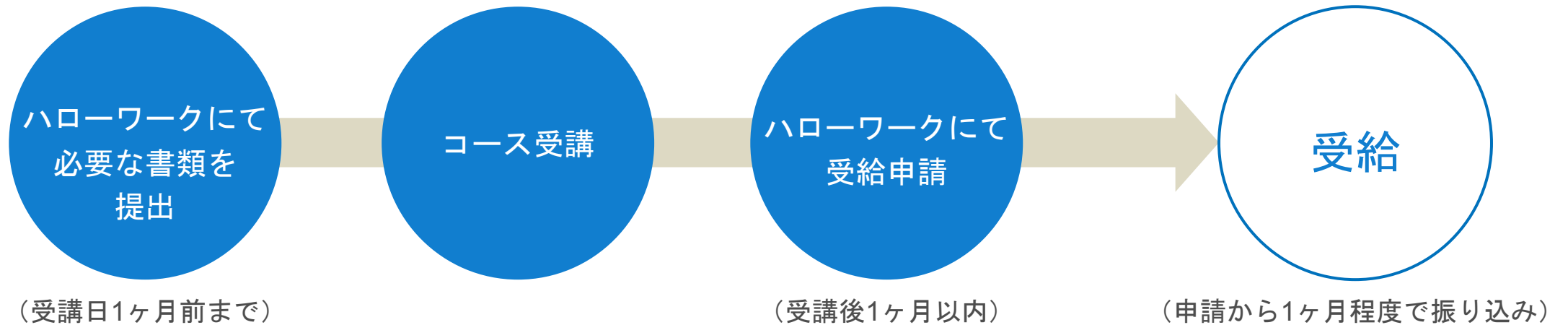
前回の受講開始日から次の開始日までの間に、通算3年以上、雇用保険に加入していること。

※ご自身が受給資格をお持ちかどうかは、こちらのサイトでご確認ください。

▪受給資格チェッカー：<http://www.kyufu.net/check-requirements/>

受給フロー

受講日前日まで／受講後1ヶ月以内にそれぞれ
ハローワークで手続きが必要です。



受講開始日の一ヶ月前までの申請
受付が基本となります。

ただし窓口によって期日が異なり
ますので、ハローワークの窓口
にてご確認ください。

ハローワーク申請の前に、キャリアカウンセリングを実施し、
ジョブカードを作る必要があります。



ジョブカード作成用

ハローワーク申請用

書類の確認

- キャリアカウンセリング予約サイト : <http://jobcard.work/index.html>
- ジョブカード制度 総合サイト : <https://jobcard.mhlw.go.jp/>

※ 詳細につきましては各キャリアカウンセリング、ハローワークにお問い合わせください。

申請時の記載内容

ハローワークでの申請時に以下の内容をご記入ください。

教育訓練施設の名称

株式会社キカガク

指定番号

1310211-2310011-0

記載方法にご不明点があれば、ハローワークへご確認のほどお願いいたします。

教育訓練講座名

D X を推進する A I ・ データサイエンス人材育成コース

受講期間年月日

(例) 2023年7月1日～2023年12月31日

* 各期の開始月の1日から6ヶ月後の末日まで

Q

連続して受給することは可能ですか？

一度この制度を利用された後は、次に利用するまでに3年間以上期間を空ける必要があります。

Q

給付金はいつ支給されますか？

コース終了後1か月以内に、ハローワークにて支給申請を行っていただいた後になります。
申請後2週間～1ヶ月が、支給までの目安となっています。

Q

給付額の50%と70%の違いは何ですか？

受講修了時点で、50%の還付を受けられます。
受講修了後1年以内に被保険者として雇用された(されている)場合、合計70%の還付を受けられます。

注意事項

- この制度を利用される方は、個人名義で申込・受講料振込をしていただく必要があります。
- 弊社が代理で手続きを行うことはできません。必ずご自身でハローワークにて申請をお願いいたします。
- 弊社では個々の状況の判断を行うことができません。そのため、当制度ご利用に関しての一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

- 受給資格チェッカー

<http://www.kyufu.net/check-requirements/>

- ジョブカード制度 総合サイト

<https://jobcard.mhlw.go.jp/>

- キャリアカウンセリング予約サイト

<http://jobcard.work/index.html>

- 参考：受給までの流れ（外部サイト）

<http://www.kyufu.net/about/flow/>

- 教育訓練給付制度について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

※長期コースは「専門実践教育訓練給付金」制度の対象です。「一般教育訓練給付金」ではありませんのでご注意ください。

- 専門実践教育訓練給付金についてのQ&A（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197058.html>